1 日 時	平成30年(2018年)11月7日(水)午前10時~ 正午
2 場 所	伊丹市役所 議会棟3階 議員総会室
3 出席委員	山下会長、菊井委員、益澤委員、渋谷委員、迫田委員
4 事 務 局	岡田総務室長兼総務課長、他職員3名
5 傍 聴 者	なし
	※審査請求に係る審議内容は非公開
	(伊丹市情報公開・個人情報保護審査会設置条例第11条)
6 開 会	・委員の出欠席状況確認
7 議事の概要	(1) 会議録(平成30年度第6回)の内容について
	事務局から会議録の内容について説明。審議の結果、全会一致で確認
	し、公表することに決定した。
	(2) 報告事項
	実施機関から伊丹市個人情報保護条例及び伊丹市情報公開条例の一
	部改正(案)について、12月議会へ上程する旨の報告があった。
	(3) 諮問案件に係る審議
	①平成30年度諮問第6号案件について
	実施機関より、諮問案件「国民健康保険事業における第三者行為求
	償事案の発見及び届出勧奨に関する事務を効率的に遂行するため、消防
	局の保有する個人情報の提供を受けることについて」に関して、概要
	の説明があった後、審議が行なわれた。
	本件諮問案件は、消防長が目的外提供することについて、公益上の必
	要があることを認めることとし、審議は次回へ継続することになった。
	(主な審議内容)
	・保険者が求償のためではなく届出勧奨のために、消防長が保有する
	個人情報の提供を受ける必要がある。
	・届出勧奨の対象者抽出のためには3年は保管する必要がある。
	・第三者行為求償事務においては、2つ以上の関係機関との連携体制
	の構築が必要である。
	・個人情報の取扱いについての措置は講じられており、本人又は第三
	者の権利利益を侵害するおそれはない。
	・伊丹市長は消防長から提供を受けるにあたっては、セキュリティ対
	策には万全を期してもらいたい。

(下記の審査請求に係る審議内容は、伊丹市情報公開・個人情報保護審査 会設置条例第11条の規定により、非公開。)

②平成29年度諮問第4号~諮問第9号案件について

諮問案件((仮称) 阪急オアシス鴻池店に係る全文書の公文書公開請求に係る処分決定に対する審査請求 [事件番号「平成 29 年度第 3-1~6 号」]) について審議を行い、審議は次回へ継続することになった。

③平成30年度諮問第2号案件について

諮問案件(スーパービバホーム伊丹店に係る全文書の公文書公開請求 に係る処分決定に対する審査請求 [事件番号「平成 29 年度第 6 号」]) について、審議は次回へ継続することになった。

8 資 料

- ・平成30年度第6回伊丹市情報公開・個人情報保護審査会会議録(案)
- ・国民健康保険の第三者行為求償事務に係る個人情報の提供を受ける ことについての諮問案件に関する関係資料
- ・(仮称) 阪急オアシス鴻池店に係る全文書の公文書公開請求に係る処 分決定に対する審査請求(事件番号「平成29年度第3-1~6号」)に 関する関係資料
- ・スーパービバホーム伊丹店に係る全文書の公文書公開請求に係る処分 決定に対する審査請求(事件番号「平成29年度第6号」)に関する関 係資料
- 伊丹市個人情報保護条例及び伊丹市情報公開条例の一部改正(案)に 係る関係資料